

瑞穂町地域防災計画

【資料編】

目次

資料第1	過去の主な水害.....	1
資料第2	指定避難場所等.....	2
資料第3	消防団の状況.....	3
資料第4	土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設.....	4
資料第5	災害救助法に基づく救助等.....	5
資料第6	災害派遣部隊の活動内容.....	8
資料第7	ヘリコプター緊急離着陸場候補地一覧.....	9
資料第8	災害協定等一覧.....	10

資料第1 過去の主な水害

年月日 気象名	被害内容	備考
昭和52年 8月17日 集中豪雨	残堀川が溢水し、町内で6ha浸水した。 石畑表東町、石畑西砂町で床下浸水26戸、床上浸水3戸	日雨量44mm 最大1時間雨量9mm (雨量観測所:青梅)
昭和53年 7月11日 集中豪雨	残堀川が溢水し、町内で0.7ha浸水した。 石畑表東町、石畑西、東砂町、殿ヶ谷仲町で床下浸水10戸、床上浸水2戸	日雨量77.5mm 最大1時間雨量19mm (雨量観測所:青梅)
昭和54年 10月19日 台風20号	内水氾濫が発生し、町内で0.2ha浸水した。 殿ヶ谷表町、殿ヶ谷中芝町で床下浸水2戸	日雨量66mm 最大1時間雨量29mm (雨量観測所:青梅)
昭和57年 9月12日 台風18号	残堀川の溢水、内水氾濫が発生し、町内で53.5ha浸水した。 石畑、殿ヶ谷、箱根ヶ崎では溢水のため、0.4haが浸水した。床下浸水が45戸、床上浸水が2戸 長岡、元狭山、武蔵野では内水氾濫が発生し、53.1haが浸水した。床下浸水が5戸	日雨量129mm 最大1時間雨量32mm (雨量観測所:青岸橋)
昭和60年 6月30日 台風6号	内水氾濫が発生し、町内で0.1ha浸水した。 箱根ヶ崎で床下浸水1戸	日雨量113mm 最大1時間雨量14mm (雨量観測所:青岸橋)
昭和60年 7月21日 集中豪雨	内水氾濫が発生し、町内で0.1ha浸水した。 長岡下師岡で床下浸水2戸、床上浸水1戸	日雨量8mm 最大1時間雨量8mm (雨量観測所:青岸橋)
昭和62年 8月24日 集中豪雨	内水氾濫が発生し、町内で0.78ha浸水した。 箱根ヶ崎4・9丁目で0.1haが浸水し、床下浸水が10戸 箱根ヶ崎2・5・6・7丁目、表上町・丸町・東砂町・西砂町・表東町で0.68ha浸水し、床下浸水93戸、床上浸水1戸	日雨量49mm 最大1時間雨量48mm (雨量観測所:青岸橋)
昭和63年 8月18日 集中豪雨	内水氾濫が発生し、町内で0.03ha浸水した。 石畑2丁目、東砂町で床下浸水3戸	欠測
平成4年 7月15日 集中豪雨	残堀川の有堤防部で越水し、町内で10.03ha浸水した。 石畑、殿ヶ谷で床下浸水125戸	総雨量95mm 日雨量95mm 最大1時間雨量70mm (雨量観測所:青岸橋)
平成11年 8月13日～ 14日 熱帯低気圧	内水氾濫が発生し、町内で0.28ha浸水した。 箱根ヶ崎、石畑で床下浸水15戸	総雨量296mm 日雨量243mm 最大1時間雨量34mm (雨量観測所:青岸橋)
平成14年 10月1日 台風21号	町内の箱根ヶ崎で地すべりが発生した。幅は38m、長さは14.3m、層厚は4.4m、半壊2戸	総雨量164mm 日雨量164mm 最大1時間雨量39mm (雨量観測所:青岸橋)
平成28年 8月21日～ 22日 台風9号	石畑で急傾斜地崩壊1棟、内水氾濫により二本木、石畑、殿ヶ谷、駒形富士山で床上浸水6棟	総雨量220mm 日雨量220mm 最大1時間雨量71mm (雨量観測所:青岸橋)
令和元年 10月12月～ 13日 台風19号	町内に大雨特別警報及び土砂災害警戒情報が発令され、狭山神社脇都道166号及び中央体育館北側で土砂災害が発生した。	

(東京都建設局HP「過去の水害記録」より)

資料第2 指定避難場所等

1 指定緊急避難場所

施設名	所在地	電話番号	トイレ	延べ床面積	収容人員
長岡コミュニティセンター	箱根ヶ崎 1180	568-0030	6 か所	1,855 m ²	390 人
武蔵野コミュニティセンター	むさし野 1-5	570-0555	5 か所	1,199 m ²	250 人
元狭山コミュニティセンター	二本木 673-1	568-0333	6 か所	1,215 m ²	250 人
あすなろ児童館	石畑 1837	557-7766	6 か所	744 m ²	150 人
町民会館	石畑 1875	557-7608	5 か所	1,104 m ²	230 人

2 指定避難所

施設名	所在地	電話番号	トイレ	体育館	教室	収容人員
第一小学校	箱根ヶ崎 2287	557-0045	26 か所	701 m ²	2,384 m ²	650 人
第二小学校	長岡長谷部 250	557-0646	18 か所	561 m ²	1,461 m ²	420 人
第三小学校	二本木 670	557-0266	18 か所	584 m ²	1,659 m ²	470 人
第四小学校	箱根ヶ崎西松原 2-1	557-4143	26 か所	700 m ²	2,455 m ²	660 人
第五小学校	殿ヶ谷 1160	556-1377	21 か所	682 m ²	1,277 m ²	410 人
瑞穂中学校	石畑 1961-1	557-0070	28 か所	920 m ²	3,247 m ²	880 人
第二中学校	箱根ヶ崎 1172	557-5501	17 か所	913 m ²	2,942 m ²	810 人
中央体育館	石畑 1989	557-5194	4 か所	1,629 m ² (延べ床)		340 人
瑞穂武道館	箱根ヶ崎 519	557-6513	3 か所	558 m ² (延べ床)		110 人

3 広域避難場所等

施設名	所在地	電話番号	面積	収容人員
第一小学校	箱根ヶ崎 2287	557-0045	6,880 m ²	6,880 人
第二小学校	長岡長谷部 250	557-0646	11,831 m ²	11,831 人
第三小学校	二本木 670	557-0266	9,928 m ²	9,928 人
第四小学校	箱根ヶ崎西松原 2-1	557-4143	10,198 m ²	10,198 人
第五小学校	殿ヶ谷 1160	556-1377	12,090 m ²	12,090 人
瑞穂中学校	石畑 1961-1	557-0070	14,569 m ²	14,569 人
第二中学校	箱根ヶ崎 1172	557-5501	12,691 m ²	12,691 人
町営グラウンド	箱根ヶ崎 2189		12,929 m ²	12,929 人
武蔵野コミュニティグラウンド	むさし野 1-5		7,557 m ²	7,557 人
石畑地区スポーツ広場 (一時避難場所)	石畑 1595-1		4,165 m ²	4,165 人
石畑防災広場 (一時避難場所)	石畑 209-1		2,771 m ²	2,771 人

4 二次避難所 (福祉避難所)

施設名	所在地	電話番号
瑞穂町高齢者福祉センター「寿楽」	殿ヶ谷 1106	556-1120
瑞穂町心身障害者(児)福祉センター「あゆみ」	石畑 2193	556-6655

資料第3 消防団の状況

名称	人数	担当地区	車両等
本部	20人	—	指揮車1 広報車1 資材運搬車1
第1分団	30人	長岡地区	消防ポンプ自動車1
第2分団	30人	箱根ヶ崎地区	消防ポンプ自動車1
第3分団	30人	石畑地区及び武蔵野地区	消防ポンプ自動車1
第4分団	30人	殿ヶ谷地区	消防ポンプ自動車1 小型動力ポンプ1
第5分団	30人	元狭山地区	消防ポンプ自動車1

資料第4 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設

名称	所在地	電話
第五小学校	殿ヶ谷 1160	556-1377
瑞穂中学校	石畑 1961-1	557-0070
都立瑞穂農芸高等学校	石畑 2027	557-0142
みづほひじり保育園	箱根ヶ崎 2515-1	556-2652
福正寺松濤幼稚園	殿ヶ谷 1127	557-6811
特定非営利活動法人自立支援センターすだち	高根 208-7	557-7776

資料第5 災害救助法に基づく救助等

(東京都災害救助法施行細則)

1 救助の種類等

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	方法																																						
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者	避難所設置費 1日1人当たり330円 福祉避難所を設置した場合は、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができる。	災害発生の日から7日以内	1 避難所は、学校、公民館等既存建物の利用を原則とするが、これらの適当な建物を利用することが困難な場合は、野外に仮設小屋を設置し、天幕を設営し、又はその他の適切な方法により実施する。 2 避難所での避難生活が長期にわたる場合等には、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル、旅館等宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができる。																																						
応急仮設住宅の供与	住家が全壊し、全焼し、又は流失し、居住する住家がない者であつて、自らの資力では住家を得ることができないものに、建設し、供与するもの、民間賃貸住宅を借上げて供与するもの又はその他適切な方法により供与する。	1 建設型仮設住宅 1戸当たり5,714,000円 ・建設型仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置でき、50戸未満の場合でも戸数に応じた小規模な施設を設置できる。 ・福祉仮設住宅を建設型仮設住宅として設置することができる。 2 借上型仮設住宅 世帯の人数に応じて1に準拠	建設型は災害発生の日から20日以内 借上型は災害発生の日から速やかに提供	1 供与期間 完成の日から建築基準法第85条第3項又は第4項の規定による期間内とする。																																						
炊き出しその他による食品の給与	避難所に避難している者又は住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1 1人1日当たり1,160円以内	災害発生の日から7日以内	1 炊き出しその他による食品の給与は、被災者が直ちに食することができる現物 2 費用は、主食、副食及び燃料等の経費																																						
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者	水の購実入費並びに給水及び浄水に必要な機械、器具等の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品費及び資材費とし、当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内																																							
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全壊(焼)半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具その他日用品を喪失又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏期(4月～9月)、冬期(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 現物給付に限ること (1)被服、寝具及び身の回り品 (2)日用品 (3)炊事用具及び食器 (4)光熱材料																																						
		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>1人世帯</th> <th>2人世帯</th> <th>3人世帯</th> <th>4人世帯</th> <th>5人世帯</th> <th>6人以上1人増すごとに加算</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">全壊・全焼・流失</td> <td>夏</td> <td>18,800</td> <td>24,200</td> <td>35,800</td> <td>42,800</td> <td>54,200</td> <td>7,900</td> </tr> <tr> <td>冬</td> <td>31,200</td> <td>44,000</td> <td>56,200</td> <td>65,700</td> <td>82,700</td> <td>11,400</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">半壊・半焼・床上浸水</td> <td>夏</td> <td>6,100</td> <td>8,300</td> <td>12,400</td> <td>15,100</td> <td>19,000</td> <td>2,600</td> </tr> <tr> <td>冬</td> <td>10,000</td> <td>13,000</td> <td>18,400</td> <td>21,900</td> <td>27,600</td> <td>3,600</td> </tr> </tbody> </table>		区分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算	全壊・全焼・流失	夏	18,800	24,200	35,800	42,800	54,200	7,900	冬	31,200	44,000	56,200	65,700	82,700	11,400	半壊・半焼・床上浸水	夏	6,100	8,300	12,400	15,100	19,000	2,600	冬	10,000	13,000	18,400	21,900	27,600	3,600	
		区分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算																																	
		全壊・全焼・流失		夏	18,800	24,200	35,800	42,800	54,200	7,900																																
冬	31,200		44,000	56,200	65,700	82,700	11,400																																			
半壊・半焼・床上浸水	夏	6,100	8,300	12,400	15,100	19,000	2,600																																			
	冬	10,000	13,000	18,400	21,900	27,600	3,600																																			
医療	医療の途を失った者(応急的に処置)	1 救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具破損修繕等の実費 2 病院又は診療所…国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者…協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	1 医療の範囲 (1)診療 (2)薬剤又は治療材料の支給 (3)処置、手術その他の治療及び施術 (4)病院又は診療所への収容																																						

				(5) 看護
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって、災害のため助産の途を失った者	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の8割以内の額	分べんした日から7日以内	1 助産の範囲 (1) 分べんの介助 (2) 分べん前及び分べん後の処置 (3) 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費、燃料費等とし、費用額は当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	
被災した住宅の応急修理	1 住宅が半壊（焼）し、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければならない住家に居住することが困難である者	居室、炊事場、便所等日常生活の必要最小限度の部分に対し、現物をもって行う。 1 1世帯当たり595,000円以内（2に掲げる世帯以外） 2 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 300,000円以内	災害発生の日から1か月以内	
学用品の給与	住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒	1 教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、次の金額以内 小学校児童1人当たり4,500円 中学校生徒1人当たり4,800円 高等学校等生徒1人当たり5,200円	災害発生の日から（教科書）1か月以内（その他学用品）15日以内	被害の実情に応じ、次に掲げる品目以内において、現物をもって行う。 (1) 教科書 (2) 文房具 (3) 通学用品
埋葬	災害の際死亡した者について、死体の応急的処置程度のものを行う。	埋葬費 1 体当たり 大人（12歳以上）215,200円以内 小人（12才未満）172,000円以内	災害発生の日から10日以内	次の範囲内において、なるべく棺又は棺材等の現物をもって実際に埋葬を実施する者に支給する (1) 棺（付属品含む） (2) 埋葬及び火葬（賃金職員等雇上費含む） (3) 骨つぼ及び骨箱
死体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者	搜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費、燃料費等とし、費用額は当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	
死体の処理	災害の際死亡した者についての死体に関する処理（埋葬を除く。）	(洗浄・縫合、消毒等の措置) 1 体当たり3,500円以内（一時保存） 既存建物借上費 通常の実績 既存建物以外 1 体当たり5,400円以内（検案） 救護班以外は慣行料金額以内	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班が行う。 2 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は、当該地域における通常の実績を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で、自らの資力では除去することができない者	ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費及び輸送費並びに賃金職員等雇用費等 1 世帯当たり137,900円以内	災害発生の日から10日以内	
応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の搜索	当該地域における通常の実績	救助の実施が認められる期間以内	

	6 死体の処理			
	7 救済用物資の整理配分			

2 災害救助法施行令第10条第1号から第4号までに規定する者に対する実費弁償

職種	日当	超過勤務手当	旅費
医師	21,600 円	勤務一時間当たりの日当の額 (日当の額を7.75で除して得た 額をいう。)を基礎として職員 の給与に関する条例(昭和26年 東京都条例第75号)第15条第 1項及び第2項の規定の例によ り算出した額	職員の旅費に関 する条例(昭和26 年東京都条例第 76号)第2条第2 項の規定により1 級の職務にある 者に支給される 額相当額
歯科医師	20,700 円		
薬剤師	17,900 円		
保健師、助産師及び看護師	16,800 円		
准看護師	13,600 円		
診療放射線技師、臨床検査技師及 び臨床工学技士	14,700 円		
歯科衛生士	14,200 円		
救急救命士	17,100 円		
土木技術者及び建築技術者	16,200 円		
大工	25,600 円		
左官	27,700 円		
とび職	27,300 円		

3 災害救助法施行令第10条第5号から第10号までに規定する業者等に対する実費弁償

その地域における慣行料金による支出実績に手数料としてその100分の3の額も加算した額以内の額とする。

資料第6 災害派遣部隊の活動内容

(防衛省防災業務計画より)

区分	活動内容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。
避難の援助	避難命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で、必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
遭難者等の捜索救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常、他の救援活動に優先して捜索救助を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のうの作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。
消防活動	火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火に当たる（火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用）。
道路又は水路の障害物除去	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去に当たる。
応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行う（薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用）。
人員及び物資の緊急輸送	救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
炊飯及び給水	被災者に対し、炊飯、給水、入浴及び宿泊等の支援を実施する。
物資の無償貸付又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」に基づき、被災者に対し、生活必需品等を無償貸付し、又は救じゅつ品を譲与する。
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。
その他臨機の措置等	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

資料第7 ヘリコプター緊急離着陸場候補地一覧

名称	所在地	発着面積	備考
瑞穂ビューパーク	箱根ヶ崎 2475	11,829 m ²	第一優先利用場所
町営第2グラウンド	箱根ヶ崎西松原 3-1	19,300 m ²	第二優先利用場所
第一小学校	箱根ヶ崎 2287	6,880 m ²	
第二小学校	長岡長谷部 250	11,831 m ²	
第三小学校	二本木 670	9,928 m ²	
第四小学校	箱根ヶ崎西松原 2-1	10,198 m ²	
第五小学校	殿ヶ谷 1160	12,090 m ²	
瑞穂中学校	石畑 1961-1	14,569 m ²	
瑞穂第二中学校	箱根ヶ崎 1172	12,691 m ²	

資料第8 災害協定等一覧

名称	協定締結先（締結年月日）	協定の内容
武蔵村山市・瑞穂町・消防相互 応援協定	武蔵村山市 (昭和40年12月1日)	消防団の相互応援
災害時の医療救護活動につい ての協定	社団法人西多摩医師会 (昭和52年7月12日)	医療救護班の派遣等
入間市・瑞穂町消防相互応援協 定	入間市 (昭和54年7月31日)	消防団の相互応援
東京消防庁と米空軍第374空 輸団との消防相互応援協定	東京消防庁と米空軍第374空輸 団 (平成6年9月28日)	消防装備及び人員の相互応援
災害時における応急救護活動 についての協定	西多摩接骨師会 (平成8年2月20日)	傷病者の応急救護等
震災時等の相互応援に関する 協定	東京都27市3町1村 (平成8年3月1日)	食料等の供給に必要な資機材等の提供等
災害時における郵便局、瑞穂町 の協力に関する覚書	瑞穂郵便局 (平成10年1月1日)	緊急連絡のための郵便局車両の提供等
福生消防署管内市町消防相互 応援協定	福生市、羽村市 (平成13年6月15日)	消防団の相互応援
災害時における緊急放送に関 する協定	瑞穂ケーブルテレビ株式会社 (平成16年8月23日)	緊急放送等の協力
消防相互応援協定	西多摩地区4市3町1村 (平成17年7月1日)	消防団の相互応援
災害時における衛生活動に関 する協定	東京都理容生活衛生同業組合西 多摩支部 (平成21年8月31日)	理容の実施等
災害時における物資の供給に 関する協定	株式会社ジャパンミート瑞穂店 (平成21年11月17日)	物資の供給等
災害時等における物資の供給 に関する協定	株式会社ジョイフル本田HC瑞穂 店 (平成21年11月18日)	飲料、物資等の供給
災害時におけるボランティア 活動に関する協定	社会福祉法人瑞穂町社会福祉協 議会 (平成22年3月3日)	災害ボランティアセンターの設置等
災害時における応急措置活動 に関する協定	瑞穂建設業協会 (平成22年12月21日)	応急措置活動の協力
災害時における水再生センタ ーへのし尿の搬入及び受入れ に関する覚書	東京都下水道局流域下水道本部 (平成23年3月25日)	避難所等から発生するし尿の多摩川上流 水再生センターへの搬入及び受入れ
災害時の情報交換に関する協 定	国土交通省関東地方整備局 (平成23年8月12日)	災害情報の交換等
災害時における要援護高齢者 の避難施設に関する協定	瑞穂町高齢者福祉・医療施設連 絡会 (平成25年1月24日)	介護老人福祉施設等の利用

大規模災害時における相互応援に関する協定	岐阜県瑞穂市 (平成25年1月31日)	食料等の供給に必要な資機材等の提供等
災害時における応急措置活動に関する協定	東京土建一般労働組合西多摩支部 (平成25年3月21日)	応急措置活動の協力
指定給水拠点における初動応急給水活動に関する覚書	東京都水道局 (平成26年3月14日)	初動応急給水活動の実施
災害時における避難所施設利用に関する協定	西多摩衛生組合 (平成27年10月1日)	避難所(二次避難所又は福祉避難所を含む。)としての施設利用
防災・防犯情報広告に関する協定	東電タウンプランニング株式会社 (平成28年3月29日)	防災・防犯情報広告の掲出
災害時における燃料の供給等に関する協定	瑞穂町燃料商組合 (平成29年3月31日)	燃料の供給等
災害時等における応急対策業務に関する協定	西多摩電設工業協同組合 (平成30年6月27日)	人員、資機材等の提供
災害時等におけるレンタル資機材の提供に関する協定	サコス株式会社 (平成30年10月1日)	レンタル資機材の提供
災害時等における物資の供給に関する協定	株式会社ゼストクック (平成31年1月4日)	惣菜、米飯、和菓子等の提供
災害時等における車両の提供に関する協定	武州交通興業株式会社 (令和元年5月14日)	車両(運転手を含む。)の提供
災害時における地図製品等の供給等に関する協定	株式会社ゼンリン東京第一支社 (令和元年6月3日)	地図製品等の供給
災害に係る情報発信等に関する協定	ヤファー株式会社 (令和元年6月3日)	緊急情報の発信等
災害時等における帰宅困難者対応に関する協定	東日本旅客鉄道株式会社八王子支社 (令和元年8月1日)	帰宅困難者の避難誘導等
災害時等における物資の供給に関する協定	株式会社イチマツ食品 (令和元年12月9日)	パン、米飯等の供給
災害時等における一時収容場所等の提供に関する協定	不二オフセット株式会社 (令和元年12月23日)	一時収容場所、電源、非常食等の提供
災害時等における間仕切りシステム等の供給に関する協定	特定非営利活動法人ボランティア・アーキテクト・ネットワーク (令和2年1月15日)	避難所用簡易間仕切りシステム等の供給
災害時等における車両の提供に関する協定	総合観光バス株式会社 (令和2年6月1日)	車両(運転手を含む。)の提供
災害時等における停電復旧の連携等に関する協定	東京電力パワーグリッド株式会社立川支社 (令和2年6月22日)	停電復旧の連携等
災害時等における燃料の供給に関する協定	有限会社川口商店 (令和2年7月1日)	燃料の供給
災害時等における物資の保管等に関する協定	株式会社東京ロジテック (令和2年9月16日)	物資の保管、荷役、搬送等

災害時等における棺等葬祭用品の供給及び遺体の取扱業務の支援等に関する協定	西多摩農業協同組合 (令和2年10月1日)	棺等葬祭用品の供給等
災害時等における物資の供給等に関する協定	ムサシ王子コンテナ株式会社 (令和2年10月19日)	段ボールベット等の供給等

瑞穂町地域防災計画

令和3年3月改定

編集発行 瑞穂町防災会議
事務局 瑞穂町住民部地域課
〒190-1292
瑞穂町大字箱根ヶ崎 2335 番地
電話 042-557-7610 (直通)
